大阪市ひとり親家庭福祉連合会　親子交流支援事業利用申込書

年　　月　　日

公益社団法人　大阪市ひとり親家庭福祉連合会
会　長　　北　　玲　子　様

次に記載のとおり親子交流支援事業の利用を申し込みます。また、申し込みにあたっては裏面の記載事項を承認し、遵守します。

申請者	フリガナ		年　齢
	氏　　名		歳
	住　　所	〒　　－　　都道府県　　市町村	
	電 話 番 号		
	メールアドレス		
	子どもとの関係	□　父　　□　母	
	子どもとの同居	□　同　居　　□　同居していない	
	希望する支援	□　見守り型　　□　受渡し型　（□日帰り ・ □ 宿泊 ）	
	フリガナ		
	もう一方の親の氏名		
	過去の本事業利用状況	□　利用なし　　□　利用あり（機関名：　　）	

親子交流の対象となる子の状況

フリガナ	生 年 月 日	住　　所
氏　　名	年　齢	（別居親の場合に記入）
	年　月　日	
	歳	
	年　月　日	
	歳	
	年　月　日	
	歳	

提出書類　　（下表右欄のいずれか一つ）

申請者の氏名・住所を証明するもの	免許証（両面）の写し・マイナンバーカード（表面）の写し ・健康保険資格確認書（両面）の写し・住民票または戸籍謄本
子の氏名・年齢を証明するもの （同居親のみ）	健康保険資格確認書（両面）の写し・ひとり親家庭医療証の写し ・子ども医療証の写し・世帯員全員の記載がある住民票または 戸籍謄本
親子交流にかかる合意書面	裁判所の調停調書、審判書、判決書の写し・公正証書の写し ・離婚協議書、ADR機関による調停合意書または和解契約書の写し

※上記書類のほか、必要に応じて書類提出を求める場合があります。

裏面へ ➡

申込時の資格要件

（1）親子交流支援計画書作成時点において、概ね１８歳未満である子どもとの親子交流を希望する別居親又は同居親であり、親子交流支援の対象となる子どもが大阪市内に住所を有していること。

（2）親子交流に関する取り決めを行っている者で、本事業の支援を受けることについて父母間に合意があること。

（3）子どもの連れ去りや配偶者への暴力行為、子どもへの虐待などの恐れがないこと。

（4）過去に当連合会の親子交流支援事業や他の自治体又は民間の親子交流支援団体による親子交流支援を利用したことがないこと。

同 意 事 項　※ □にチェックを記入してください。

□　公益社団法人大阪市ひとり親家庭福祉連合会や親子交流支援団体（NPO 法人ハッピーシェアリング）への申請書や電話・面談等での確認事項等、本事業において聴取した情報や書類は両団体及び大阪市との間において情報共有を行うこと。

□　公益社団法人大阪市ひとり親家庭福祉連合会による資格確認及び親子交流支援団体（NPO 法人ハッピーシェアリング）による事前面談の結果によっては、親子交流支援事業の対象とならない場合があること。

□　見守り型の親子交流支援については、複数のグループ（別居親と子）が親子交流支援団体（NPO 法人ハッピーシェアリング）の指定する場所において２時間以内の親子交流を行うものであること。

□　大阪府暴力団排除条例における暴力団員及び暴力団密接関係者でないこと。

□　虚偽の申請であることが判明した場合や対象要件に該当しなくなった場合は、親子交流支援を停止し、支援に要した費用の請求を求める場合があること。

□　本事業の実施及び利用にあたっては、公益社団法人大阪市ひとり親家庭福祉連合会及び親子交流支援団体（NPO 法人ハッピーシェアリング）の指示に従うこと。

□　親子交流の場面に父母の紛争を持ち込まないこととし、父母は、子どもの心身の安全に最大限配慮し、相手親の意思及び生活状況を尊重し、親子交流に関する約束、制約事項、支援計画を遵守すること。

□　親子交流支援に際して、子どもに事故や怪我があった場合は、その子どもと一緒にいた父又は母が責任を負い、公益社団法人大阪市ひとり親家庭福祉連合会及び親子交流支援団体（NPO 法人ハッピーシェアリング）、大阪市は一切責任を負わないこと。

□　支援候補者になった場合、親子交流支援団体（NPO 法人ハッピーシェアリング）による事前面談を必ず受けること。

□　本事業の利用頻度及び支援の実施場所により、実費負担が生じる場合があること。

上記の項目は、申請者双方（同居親・別居親）が合意したものであり、遵守されないときは、支援を中止されても異議申し立てはいたしません。

署　名　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿**（自筆で署名願います。）**